

ドイツ連邦共和国における自然保護法制（一）

北 山 雅 昭

はじめに

一 連邦自然保護法の構成と関連法

(一) 連邦自然保護法の構成

(二) 自然保護に関わる法制度

(1) 連邦森林法（以上本号）

二 連邦自然保護法の掲げる自然保護・景観育成の諸目的と諸原則

(一) 自然保護・景観育成の諸目的

(二) 利益衡量規定

(三) 農業条項

(四) 自然保護・景観育成の諸原則

三 景観計画策定 Landschaftsplanung

(一) 景観計画策定の必要性

(二) 連邦自然保護法における景観計画策定

(三) 州自然保護法のもとの景観計画

四 自然・景観に対する侵害の規制 Eingriffsregelung

五 指定手続による自然・景観の保護
種の保護について

七 開かれた自然・景観とレクリエーション

八 自然保護行政組織と市民参加

まとめにかえて

はじめに

ドイツ語にいう自然=NATURは、ラテン語の“*natura*”——元々は「出生、誕生」の意、また“自然な性質”、“事物の本性”、“創造性”を指す——であり、人間によって創造されたものでも、その影響を受けているものでもない、それ自身の素材、諸力、諸形式、諸行態をもつ、われわれを取りまく世界を意味するものである。すなわち、自然とは、人間の手が触れる以前、人間による変更が加わる以前に直接的に存在するものの総体と解することができる。しかし、こうした意味における「自然」は、もはや僅かに残されている原生的な自然景觀の中に認められるに過ぎない。自然は遙か以前から広い範囲において人間の干渉に曝されてきたし、人間によって繰り返し改変されてきている。近代産業革命以降のこの二〇〇年の間に、自然改変の規模はすさまじく巨大化し、いっそう加速されつつある。人間にとって「自然」は畏怖の対象ではなく、支配・管理・利用の対象であるかの觀念が浸透しつつある。

「自然」の保護が法的な課題となつたのは、近代に至つて後のことである。産業革命の中で生み出された技術によつて、以前には想像しえなかつたほどの自然の改変が可能となつた。自然の改変の進行につれて、「自然保護」の法的・政策的課題のもつ重要度にも変化がみられ、またその内容も手つかずの原生的自然の保護から、なんらかの形で人間の手の加わつた、あるいは人間によつて形成された「自然」（歴史的・文化的自然景觀）の保護へ、さらには失われてしまった自然の再生をも課題とせざるをえなくなっている。

また、「自然保護」はそれ自体が目的とされているのではない。その意図するところは時代により国により異なるが、

現在のわが国の「自然保護政策」においては、自然は、人間生活にとって、経済活動のための資源としての役割を果たし、かつレクリエーションを含む人間生活の不可欠の構成要素と位置づけられている。⁽¹⁾自然は、人間にとっての経済の潜在力であり、人間の技術的諸活動を展開する場と捉えられている。そこでは人間を取りまく自然への従属意識が希薄である。こうした自然観に対し、それは自然を人間に対する果実供給源であり、人間による消費の結果生み出される廃棄物の処理場とみなし、その能力を確保することに自然保護の課題を見えるものであると批判し、生態系を維持することが人間の責務であり、それこそが自然保護の課題であるとの主張がある。近時、ドイツにおいて行われている自然保護法の改正提案は、人間中心の自然保護法からの転換を主張している。⁽²⁾その主張内容は、全面的に受け入れられるところとはなっていないが、ドイツ連邦自然保護法の成立以降に行われた数次の改正により、次第にエコロジー思想の浸透と手法上の変化がみられることは確かである。この点は、わが国の自然保護法制と対比し興味深い点である。

わが国においては、自然環境の保全に関して、自然環境保全法、自然公園法をはじめ、いくつかの法律において良好な自然環境を保護するためのいくつかの手法が用意され、また実際にこれによる特別な保護指定がなされている。ところが、すでに指摘されているように、宅地開発、道路建設、ゴルフ場・スキー場を中心とするレジャー施設建設などによる自然破壊の速度は一向に衰えない。⁽³⁾これについては、種々の原因が考えられるが、法制度上の問題点としては、土地利用計画、国土整備計画が種々の開発計画の寄せ集めに過ぎず、自然環境に対する配慮が不十分である点、また、現行の自然保護法も貴重種の保護、天然記念物保護主義に傾き、広域的な自然保護の観点に欠ける欠陥を持つている。⁽⁴⁾

ドイツにおいては、わが国と異なり、国土整備法のもとに統一的な土地利用計画が策定され、また、各州、市町村においては景観計画の策定が図られ、これに基づき自然環境に対する配慮と各種の保護・改変規制、さらには自然の再生措置が行なわれている。

ドイツの自然保護法制の特徴を日本の法制と対比して考えてみると、まず、形成的には自然保護に関しては、一九七六年に成立した連邦自然保護法（正式名称は自然保護及び景観育成に関する法律⁽⁵⁾）に一本化されているという点が挙げられる。連邦自然保護法の構成を見れば明らかのように、わが国では別個の法律により規定されている国立公園等の自然公園、天然記念物、あるいは種の保護に関する規定もこの法律の中に組み込まれ、相互に調整されている。また、自然保護の手法としては、旧来通りの地域地区指定による行為規制（一定の開発行為の禁止や現状変更の規制）という手法と並んで、国土全域を対象とした自然・景観に対する侵害規制 *Eingriffsregelung*（一種の環境影響評価）を導入している。これは、一定の侵害行為を規制し、制限し、生じ得る損害を調整し代替措置を講じるなどして自然・景観に対する影響をできるだけ小さくしようとするものである。しかしこうしたその時々、その場かぎりの措置では、自然環境の破壊を持続的に防止することはできない。より長期的なかつ一定の地域を全体として見据えた自然環境管理・発展計画というべきものがあって、これに基づいて一定の地域の自然環境・景観を持続的に保護し、形成して行かなければならない。こうした考えに立ってドイツでは景観計画策定 *Landschaftsplanung* という手法がとられている。連邦自然保護法第五条、第六条によれば、景観計画策定の課題は、計画地域における自然保護・景観育成の目的を実現するために要する必要事項と諸々の措置を計画に示し、その実現を自治体に義務づける、そうすることによって自然環境の維持・形成に絶対的な貢献をなすことと定められている。

つぎに、「自然保護」という概念のもとに何を想定するか、何のための「自然保護」なのかについては、前述の通り、ドイツでも議論が闘わされているところである。つまり、「自然保護」も結局のところ人間のための、人間の諸活動のための、あるいは人間が生きていくための、人間の福祉・幸福追求のための自然保護なのか、それとも人間もその一要素にすぎない生態系全体の維持のための自然保護なのか、言い換えれば自然そのもののための保護なのかという問題である。このドイツでの議論の中で、確認されていることは、ドイツ連邦自然保護法は基本的には人間中心の自然保護 Anthropozentrik という思想に立っており、自然と景観がそれ自体のために保護されるのは例外的な場合に限られているということである。例えば、自然保護地域、天然記念物の指定、種の保護は例外だと考えられている。⁽⁶⁾ もっとも、条文の文言や実際の保護の手法を見ると、人間中心の自然保護といってもそのためにはエコロジ思想、エコロジ的な基礎がますます重視されており、ドイツ自然保護法をとらえる場合に人間中心という点に力点をおくべきではなく、むしろ、エコロジ的基礎に立脚した自然保護法と捉えられるように思う。この傾向は、一九八六年一二月の大改正によって一層進んだ「最も顕著なものとしては、「ビオトープ Biotope」という概念は、一九七六年法には登場しておらず、八六年の改正によって初めて使用された。たとえば、第二条二項一〇号は七六年法では「野生の動植物は自然システムの一部として保護され育成されなければならない」と規定されていたのが、八六年法では「野生の動植物及びその群集は、自然システムの一部として、歴史的に成長してきた、自然のもつ種の多様性に富むかたちで保護されねばならない。それらの生息場所及び生息領域（ビオトープ）、並びにその他の生息諸条件は、保護され、育成され、発展され、回復されなければならない」と改正されている）。

以下においては、ドイツの自然保護法制を概観した後、その中心に位置する連邦自然保護法を紹介する。また、ド

イツにおいて、エコロジ思想が法制度上にどの様に具体化されているのか、その現状と可能性についても若干の検討を加えることにする。エコロジ的観点を強めている彼の地の法制は、わが国の法制を検討する上で、参考となるとともに、制度改革において、一つの型を提示してくれており重要である。

一 連邦自然保護法の構成と関連法

(一) 連邦自然保護法の構成

まず、ドイツ連邦共和国における自然保護法の中核的存在である連邦自然保護法の法体系上の位置づけであるが、自然保護・景観保全の問題領域については、ボン基本法第七五条は、次のように規定している。

「連邦は、第七二条の諸条件の下に、左の事項について大綱的規定を發布する権利を有する。

1 第七四a条が別段の定めをしていない限度においてラント、市町村およびその他の公法上の団体の公務に就いている者の法律関係

1 a 大学制度の一般的原则

2 新聞およびフィルムの一般的法律関係

3 狩猟制度、自然保護および景観の育成

4 土地分配、国土整備計画および水資源管理

5 届け出制度および身分証明制度。

従つて連邦には、大綱立法の権限しか与えられておらず、この領域全体を完全に規律することは連邦にはできない。内容を充足する、また実質的に重要な規律部分は、州の立法に委ねられねばならないのである。⁽⁷⁾ もっとも、連邦は、大綱の規定の公布においても、法律上の個別的な問題については、直接効力のある完全な規制を行うことができる。特に連邦は、連邦レベルで統一的に規制することに特別に強固な正当利益がある場合には、規制する権限がある。⁽⁸⁾ 連邦自然保護法のなかで、直接に適用される規定は、同法第四条三文に列挙されている。さらに同法第四条は、大綱を補充する法律規定を公布する、州に対する明文による委任を規定している。大綱法に違反する充足が行われる場合には、抵触する州法は、基本法第三十一条により無効である。⁽⁹⁾

連邦自然保護法は、第四条三文で指摘された規定を例外として、諸州における統一的な法発展を保障することを目指した大綱規定をその内容としている。かくして各州は、地域的な特殊性から生ずる様々な必要や要請を、自然保護・景観保全の観点にたつて施行法において斟酌する義務を負わされることとなり、各州は、二年以内に連邦自然保護法を受けた州自然保護法を定める義務を負つたのである（第四条）。

こうして基本法第七五条三号に掲げられていた自然保護概念は、連邦自然保護法を生み出すに至つたのであるが、後者における自然保護概念は、以前の「防衛的な」自然保護から、能動的で、形成的な自然保護へ、そして景観育成への変遷を特徴づけており、また「開かれた自然」という伝統的な概念から解放されているのである。⁽¹⁰⁾ 即ち自然・景観は、今後は、人の住んでいる領域においても、人間の生活の基礎として「保護され、育成され、発展させられ」ねばならないのである（第一条一項）。

第五条乃至第七条の規定に根拠を有する景観大綱計画策定・景観計画策定は、国土計画、地域計画及び建設基準計

画という計画体系のためのエコロジー的基礎に役立つべきものとされている。自然・景観への侵害に対しては同法は、侵害規制 *Eingriffsregelung* のもと、原因者原則 *Verursacherprinzip* と調整原則 *Ausgleichsprinzip* を導入し(第八條)、土地所有権者及び利用権者の受忍義務と育成義務を規定している(第九、一〇條、詳細については後述)。

同法第四章は、自然保護地域 *Naturschutzgebiete*、国立公園 *Nationalparke*、景観保護地域 *Landschaftsschutzgebiete* 及び自然公園 *Naturparke* といった広域的な領域保護と天然記念物について規定するとともに、なすした個々の保護地域における具体的な保護・育成・発展のための諸措置を定めることを求めている(第二二條)。

第五章では、野生動植物種の保護と育成について規定し、「種の保護」に関する旧来の諸法規を統一し、かつ「ワシントン条約」との整合性が図られている。第六章は自然・景観における保養について規定し、第二七條では、田野にある道路、通路(小道)、および利用されていない土地への立入権について、連邦法による最小限の規則を定めている。第二八條は、緑地として適しているか、または保養地開発に考慮される土地を準備する、連邦、州、市町村、市町村共同体の義務を強調している。第七章は市民団体等の自然保護行政への参加について規定し、とりわけ第二九條では、初めて、権利能力ある団体のために、自然保護・景観保全の領域における一定の措置に際しての閲覧権及び意見表明の権利を規定した。

第八章では、同法制定に当たって、同法の自然保護・景観育成上の要請に若干の連邦法を適合させるための規定をおいている。

第四条三文に指摘された規定は、直接適用される。基本法第三二條により、連邦法は、州法に優先するので、これらの規定は、自然保護・景観育成の分野における州法上の関連規定の適用に際して、顧慮されねばならず、両者が抵

触する場合には、これらの規定が優先する。

(2) 自然保護に関わる法制度

自然及び景観の保護については、連邦自然保護法の他、以下の法律が関係する。

- ① 森林の維持及び林業の促進のための法律（連邦森林法）⁽¹¹⁾
- ② 栽培植物保護法（植物保護法）⁽¹²⁾
- ③ 動物保護法⁽¹³⁾
- ④ 連邦狩猟法、連邦禁猟令および各州の狩猟法⁽¹⁴⁾
- ⑤ 耕地整理法⁽¹⁵⁾
- ⑥ 環境調和審査法 Umweltverträglichkeitsprüfungsgesetz⁽¹⁶⁾

以下においては、これらのうち重要なものにつき紹介しておく（自然保護法・行政の枠組を規定するものとして、国土整備計画法、連邦建設法典ならびに各州の州計画法が重要であるが、これらについては必要な限りで言及するにとどめた）。

また、連邦各州には、連邦自然保護法にもとづき独自の立法を行うよう重要かつ広範な領域が委ねられている。州による立法は、景観計画、自然と景観への侵害の取り扱い方、保護地域指定の準備手続き、ならびに自然と景観における保養というような重要な領域を対象としている。本稿においては、ノルトライン・ヴェストファーレン州、バイエルン州等、連邦自然保護法の大綱規定に即して自然・景観保護法体系を整備している諸州の法状況についても併せて紹介しておきたい。

(1) 森林法

i 成立に至るまでの経過

自然環境を構成する最も重要な要素のひとつである森林については、連邦森林法（森林の維持及び林業の促進のための法律＝連邦森林法 Bundeswaldgesetz vom 2.5. 1975. BGBl. IS. 1037, geändert durch Ges. v. 27. 7. 1984, BGBl. IS. 1934.）及び各州の森林法、これらにもつき発せられている州の諸規定が存在する。連邦森林法は、基本法第七十四条一七号（林業生産の促進）による連邦の競合的立法管轄権に基づき発せられたものである。

連邦森林法の成立に至るまでの経過は、以下のようであった。⁽¹⁷⁾

連邦レベルにおける林業に係わる法律制度については、第二次大戦後、自然保護法と同様の混乱を来していた。すなわち、森林に関する古くからの慣習上の諸準則や、ライヒ法として発せられた森林法上の諸規定（例えば、一九三四年一月一八日の森林荒廃に関する法律、RGBl. IS. 37）は、引続き妥当するのか、妥当するとしてそれは連邦法としてなのか州法としてなのか、州法として妥当するとすればいずれの州において、あるいは州のどの地域においてなのか等々。こうした中で一九五七年に、森林の種と種苗に関する法律が公布され、一九六九年になつてようやく、原木についての商取引等級に関する法律、森林損害補償法、そして林業団体法が制定された。

森林に係わる立法管轄については、基本法第七十四条一七号によれば、連邦には、林業生産の振興および林産物の輸出入の領域における競合的立法権がある。連邦政府は、連邦議会の諸決議に基づき、一九五一年と一九五五年に連邦森林法を構想したが、これはとりわけ一般森林法を連邦法として規律する必要性に関する連邦と諸州との意見対立のためにうまくいかなかった。その後、一九六五年の連邦議会の決議⁽¹⁸⁾が契機となり再び立法作業が開

始されることになった。この決議の中で連邦政府は、林業、自然及び野獣保護を妨げることなく、レクリエーション目的の市民が森林に立ち入ることを保障する規定を含む、連邦森林法を提案することを求められ、これを受けて連邦政府は第五被選期間の終了間近に、森林の維持と振興のための法律草案を議会に送付した。⁽¹⁹⁾ つづく第六被選期間に連邦政府は、「環境プログラム」を連邦議会に送付したが⁽²⁰⁾（一九七一年二月三日）、この中でも、森林の維持と林業の振興のための連邦法上の規律の必要を改めて確認し、特に以下の諸領域を包括的に規律するべきものとし、連邦森林法提案を予告していた。

「森林計画、森林の維持と新規の設置、森林の管理 *Bewirtschaftung*、保安林と急休養林、レクリエーションのための森林の開放、公益と私益の調整のための補償及び費用填補」。

上記の環境プログラムに立脚し、連邦政府は自然保護・景観保全の領域につき実質的な規律を行なうべく、この領域での競合的立法管轄権を連邦に認めるための基本法改正提案を行うのと併せて、一九七二年、これに対応する連邦森林法を議会に提案した。この法案は第六被選期間に引続き、第七被選期間にも提案された。⁽²¹⁾ この提案に対し連邦参議院は、自然システムの保護と住民のレクリエーションに関する限り、連邦は自然保護と景観保全に関する立法管轄権にのみ依拠することができるのであり、自然保護と景観保全について大綱的立法権を競合的立法権に変更するという連邦政府の提案は容認できないとの態度をとった。⁽²²⁾ これに対し連邦議会は、同法は自然保護と景観保全のための立法管轄権ではなく、もっぱら基本法第七四条の立法管轄権に依拠しているのであり、さらに原則として最低限の規範と、より広範な州法上の規律のための一つの枠組を提示するものに過ぎない、との点を強調した。⁽²³⁾

同法案につき連邦議會では審議の結果、基本的にこれを承認するとともに、森林への立ち入り(特に林内での乗馬)および連邦による財政援助付与規定を充実させる方向での修正を行なった。⁽²⁴⁾連邦参議院は一九七四年二月一九日の第二通過手続において、連邦議會が可決した連邦森林法につき両院協議会を招集することを決議した。招集要求の中心点は、第二章の諸規定(森林の維持)を州立法のための大綱規定へと変更することであり、かつ第一通過手続で主張した見解、つまりこれらの規定は基本法第七四条にのみ依拠することはできず、それ故連邦議會が決定した完全な規律を内容とすることはできないということ、⁽²⁵⁾そして連邦議會によって加えられた連邦の財政援助に関する諸規定の削除であった。第二通過手続における連邦参議院の修正提案は両院協議会の提案に基づき、一九七五年二月二〇日に連邦議會で、⁽²⁶⁾さらに翌二一日には連邦参議院で承認され、⁽²⁷⁾かくして現行の森林法の内容に落ちつくこととなった。同法は一九七五年五月七日に公布、⁽²⁸⁾第四八条により翌八日に施行された。なお、同法は一九八四年七月二七日に連邦政府が提案した連邦森林法改正法一号により改正され⁽²⁹⁾(施行は同年八月三日)、この改正により新たに連邦森林調査に関する規定が盛り込まれた。

ii 連邦森林法の目的

同法の正式名称「森林の維持及び林業の促進のための法律」が示しているように、同法には環境法的性格と経済行政法的性格が混在している。法律の目的について第一条は以下のように規定している。

「(i)の法律の目的は特に、

1 森林をその経済的利用(利用機能)に関し、及び環境に関し、特に自然システムの持続的生産力のため、気候、水システム、大気の浄化、土壌の豊沃度、景観像、農業構造・インフラストラクチャー、及び住民のレク

リエーションにとって森林がもつ意義のために（保護機能、保養機能）維持し、必要とあれば増大し、適正な管理を持続的に確保し、

2 林業を振興し、

3 公共の利益と森林所有者の利害の調整を図ることである。」

ここでは、連邦自然保護法と同じく「自然システムの持続的生産力」を維持するために、森林を維持し増大し適正な管理を持続的に確保することが求められている。この持続性原則は森林に関して当然次のことを前提としている。すなわち、土地の収穫物としての木材は、量的に安定的かつ持続的にはば変わらない産出高を確保するために、自然の成長に相応する量だけしか利用できない、ということである。そしてこの持続性概念は、自然システムの持続的生産力にとって森林がもつ機能に照らして強調されているのであり、第一号における持続的管理は環境保護上の諸考慮をも念頭においているものと解されている。その意味で連邦森林法第一条一号は、木材利用及び木材生産の持続性という本来の目的を越えて、環境保護に寄与するものである。持続性原則がもつこの点での意味と目的は、森林の乱伐の阻止であると解されている。⁽³⁰⁾

iii 連邦森林法の内容

連邦森林法は、森林大綱計画（第六―八条）、森林の維持と管理（第九―一四条）、林業団体（第一五―四〇条）、及び国の助成による林業の振興（第四一条）に関する規定を含んでいる。諸州の森林法はこれ以外に国有林、団体有林及び私有林についての個別の規定（例えばバーデン・ヴェルテンベルク州森林法第四五―六一条）、森林行政・森林保護に関する組織上の諸規定（バーデン・ヴェルテンベルク州森林法第六二―八二条）を含む。

① 森林大綱計画

連邦森林法第六條および第七條に規定されている森林大綱計画は、特定部門法上の特定部門計画であるが、国土全体に渡る総合計画との調整につき、第六條第二項は、「国土整備計画(Raumordnung)および州計画(Landesplanung)の目標は、森林大綱計画策定に際して配慮しなければならない」と定め、他方第七條第三項は、「森林大綱計画の空間的意義のある諸要請と措置は、各州の州計画法上の諸規定に基づく空間的意義のあるその他の計画及び措置との衡量の下に国土整備計画法第五條第一項一文、二文及び第三項の諸プログラムまたは諸計画に取り入れられる」と規定して、双方向からの調整を求めている。

森林大綱計画の策定にあたり同法は、利害関係者の関与を以下のように規定している。すなわち、森林大綱計画によってその利益が関係するところの公共の利益の担い手、ならびに関連する森林所有者及びその他の土地所有者とその団体は、適宜報告を受け、意見を聴取されるものとされている(第七條第一項)。この規定により自然保護法上の団体関与規定は、森林に関する限り補充されていることになる。

公的な企図 öffentliches Vorhaben 実施主体が林地の利用を予定し、あるいは林地に影響を及ぼす可能性のある計画または措置を行なおうとする場合には、連邦森林法第八條は、連邦森林法第一條第一項による森林の諸機能の考慮、ならびに林業以外の計画または措置であってもその準備に際し、林業を所管する官庁に報告し、その意見を聴取することを求めている。同規定は、森林法上の特定部門計画以外における公的企図についても「森林との調和性 Waldverträglichkeit」を確保しようとするものである。もちろんここで求められていることは、森林のもつ諸機能⁽³¹⁾と他の公共的諸利益との比較衡量であり、森林という環境要素に係わる環境調和審査 Umweltverträglichkeitsprüfung⁽³²⁾による。

② 森林の維持

連邦森林法第九条によれば、森林は、各州法に基づく主務官庁の許可があつた場合にのみ開墾でき、また他の利用方法に変更することができる。この利用形態の変更に関わる決定に際して主務官庁は、森林所有者の権利、義務、及び経済的利益と公共の利益とを比較衡量しなければならない。そして、森林の維持が専ら公共の利益となる場合、特に森林が自然システムの生産力、林業生産、住民のレクリエーションにとって実質的に重要である場合には、許可されるべきではない（第九条第一項）。また、同条によれば、各州は、一定期間に限って森林の変更の許可を出すこともできる。ただしその場合には、相当の期間内に適正に再植林されるよう命じることを求めている。さらに各州は、当該林地につき他の公法上の規定に基づき他の利用方法が、法的拘束力あるものとしてすでに確定されているときには、上記の許可を不要と定めることができると共に、他方、森林の変更につき上記以上の制限を設けること、あるいは特に保安林、休養林については一切の変更を禁ずることができる（第九条第三項）。

また、森林所有者は、森林につき定められた目的の枠内において、適正に、かつ持続的に管理しなければならない（森林所有者の管理義務）。この点につき連邦森林法は、すべての森林所有者の義務として少なくとも皆伐された林地、あるいは間伐された林地を相当の期間内に再植林すること、もしくは自然更新が不十分な状態にとどまるならば補植すべきことを定めるよう州法に求めている。この管理義務に基づきいくつかの州法において、明文により森林の管理における環境配慮 *Umweltvorsorge* が義務づけられている⁽³¹⁾。

③ 保護指定

(a) 保安林指定（第二二条）

森林は、公共に対する危険、著しい損失、もしくは著しい負荷を回避または防止するために、一定の森林措置を実施し、あるいはこれを抑止する事が必要な場合に、保安林に指定することができる。保安林の指定は、連邦インシジョン防止法という有害な環境影響、水や風による侵食、干ばつ、降雨による有害な流出、および雪崩に対する保護のために考慮される。各州の法律によつては、また、水資源管理法上の利益、住宅地に対する新鮮な空気の供給の確保を保安林指定の目的として掲げているところもある。⁽³³⁾

保安林における皆伐あるいはこれに相当する間伐は、州法による主務官庁の許可を必要とする。これに関して森林の機能の維持のために必要ならば、命令に従うことを条件として許可することができる。詳細については各州法に委ねられており、各州には、森林所有者に対して保安林における一定の措置を抑止または実施させる権限が与えられている。

(b) 休養林指定(第一三条)

公共の福祉が、レクリエーションのために林地を保護、保全、形成することを必要とする場合に、森林は休養林に指定されることができる。詳細については各州法で定めるものとされているが、特に次の項目について規定を設けることができる。

- 1 森林管理の対象となる種類と範囲
- 2 森林訪問者保護のための、狩猟実施制限
- 3 小径、ベンチ、避難小屋その他類似の施設もしくは設備の建設、設置及び維持、妨げとなる施設もしくは設備の除去についての森林所有者の受忍義務。

4 森林訪問の抑制

いくつかの州の森林法は、⁽³⁴⁾適当な国有林もしくは団体有林が利用できない場合に補完的にのみ、私有林を休養林に指定するものと規定している。

④ 森林の立ち入り

連邦森林法第一四条は、レクリエーション目的での森林への立ち入りを認めている。但し、自転車、病人用車椅子、乗馬での通行は通路、小径においてのみ許されるものと定めている。詳細については各州法で定めるものとされ、特に各州は、森林の立ち入りを重要な理由、とりわけ森林保護、森林管理及び鳥獣管理、森林訪問者保護、著しい損害の回避のため、あるいは森林所有者のその他の保護に値する利益を守るため、制限し、他の利用方法によって全部または部分的に、立ち入りに代替させることができるものとしている。

iv 各州の森林法

連邦立法者が森林法分野において立法権を行使しない限り、各州は、この分野における立法権を有する（基本法第七二条一項、七五条）。連邦森林法によって統一的な森林法が生み出されたわけであるが、そこでの規定の多くは原則的なものに限られており、州法による展開を必要としている。とりわけ同法第二章の森林大綱計画、および森林の維持に関する規定は、州立法のための大綱規定であり、各州には広範な立法権限が委ねられている。但し、州の立法者が管轄権限なしに連邦の規定と異なる規定を行なった場合には、連邦法上の規定が優先する（基本法第三一条）。

連邦各州では、一九五〇年のラインラント・プファルツ州および、一九五四年のヘッセン州における立法以来、ブレイメンを除くすべての州において現在森林法が成立している。これら各州の森林法が連邦森林法の目的設定に対応し、

森林の経済的・利用機能の他に、森林の有する保護・保養機能を特別に強調するようになったのは、一九七〇年以降のこととされている。⁽³⁵⁾その点で一九六九年以降の連邦森林法のための各草案がこれらの州法上の動向に、基本的な影響を与えたものと評価されている。⁽³⁶⁾

各州の森林法は、連邦法と抵触しない範囲においても多様な展開を見せており、体系的にもまた内容的にも必ずしも共通してはいないが、特に以下のような点について補充的な規定を行なっている。

・森林保護地域 *Waldschutzgebieten* の指定、例えば、立入禁止森林 *Bannwald*(何等の手もつけず、管理措置は原則として行なわれない森林)、あるいは保護森林 *Schonwald*(一定の森林現況が維持されるべきものとされる森林) の指定

- ・耕作されていない土地(例えば、荒地、限界収益地)の植林
- ・森林火災、森林に有害な昆虫および自然現象に対する保護措置
- ・林内の野獣生息区域の設定
- ・林道の建設及び維持に関する規定
- ・森林利用権(例えば林内放牧地の設定)
- ・森林火災保険の締結、保安林の特別な管理、休養施設の設置等々のための出捐に関する規定
- ・例えば保安林・休養林に関する官庁の指定によって森林保有者に生じる損失の補償規定

などである。

(未完)

(注)

(1) 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八五号)の第二一条一項の規定に基づき定められた「自然環境保全基本方針」(昭和四十八年一月六日総理府告示第三〇号)は、その冒頭で「自然」を、「人間生活にとって、広い意味での自然環境を形成し、生命をはぐくむ母胎であり限らない恩恵を与えるもの」であり、「経済活動のための資源としての役割を果たすだけでなく、それ自体が豊かな人間生活の不可欠な構成要素をなす」と捉えている。なお、ドイツにおける「自然保護法」の課題の歴史的な変遷過程については、拙稿「ドイツにおける自然保護・景観育成の歴史的発展過程と法」比較法学第二三巻二号二五頁以下参照。

(2) 一九八六年二月二〇日の連邦自然保護法第一改正法案(BT Drucksache 10/5064 s.16)は、自然と景観は、単に人間の必要と利益に関してのみならず、それら自体のためにも保護するに値する諸価値が認められる、という点を明確にしようとするものであったが、この提案にそった改正には至らなかった。自然保護の人間中心主義的根拠付けについては後に検討する。そしてあたり、Hermann Soell, Naturschutz- und Landschaftspflege, s.481, 494f, in: Herausgegeben von Jürgen Salzwedel, Grundzüge des Umweltrechts, 1982. 及びこの問題をテーマに開催されたシンポジウムの記録である、Neue Leitbilder im Naturschutzrecht? - Anhörung des Arbeitskreises für Umweltrecht zur Anthropozentrik und Ökozentrik, 1988. を参照。

(3) いわゆる「リゾート開発」による自然破壊、「リゾート法」の問題点について、拙稿「総合保養地域整備法とリゾート開発支援法制の批判的検討」『ブナ・原生林・自然を守る全国集会報告集』90盛岡から……自然をだいに……』(一九九一年刊、同実行委員会編)を参照。

(4) わが国の現行自然保護法の問題点については、山村恒年著『自然保護の法と戦略』有斐閣、一九八九年、日弁連公害対策・環境保全委員会編『森林の明日を考えるー自然享有権の確立をめざして』有斐閣、一九九一年および同名の日弁連第二九回人権擁護大会シンポジウム第二分科会基調報告集が詳細な検討を行なっている。

(5) 国土整備法Raumordnungsgesetz (ROG in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. Juli 1989, BGBl. I s. 1461) は、「自然の生命基礎 natürliche Lebensgrundlagen の保護、育成、発展を確保する」ように連邦の全領域の構

造を形成すべきことを国土整備の課題・主導理念の一つとして掲げている（同法第一条第二項二号）。ここにいう「natürliche Lebensgrundlagen」は、改正前の一九八六年法では「natürliche Gegebenheiten」（第一条第一項）となっていたが、その趣旨をより明確にするべく修正されたものである。すなわちこの改正の趣旨は、水、空気、土壌、動植物などの自然財・Naturgüterの保護・育成・発展を国土整備の主導理念と位置づけることにあったと解されている。Vgl. Cholewa/Dyong/von der Heide, *Raumordnung in Bund und Ländern*, Kohlhammer Kommentare, § 1 Rdnr. 11. また、第一条の国土整備の諸課題と主導理念を受けて、第二条第一項では国土整備の基本原則が二に掲げられている。同項第六号では、農林業・住宅地においてもエコロジー的諸機能の維持と強化に配慮すべきことが求められており、また第八号では、自然・景観、とりわけ自然システム、気候、動植物界並びに森林の保護、育成、発展、土壌と水の保護、大気の浄化及び水供給の確保、排水・廃棄物処理、騒音防止に配慮すべきことを国土整備の基本原則として掲げ、そしてそれ際には個々の要素の相互作用を考慮すべきことが指摘されている。ドイツの国土整備法については、田山輝明著『ドイツの土地住宅法制』成文堂一九九一年、五一頁以下、及び一九八六年以前の段階のものではあるが、藤田宙靖『西ドイツの土地法と日本の土地法』二六頁以下に紹介されている。

- (5) Gesetz über Naturschutz und Landschaftspflege (Bundesnaturschutzgesetz-BNatSchG) vom 12. März 1987 (BGBl. I s.889)
- (6) Ketteler/Kippels, *Umweltrecht*, 1988 s.263
- (7) BVerfGE4, S.115,129f. ; 43,291,343f.
- (8) BVerfGE43, S.291,343
- (9) BVerfG, NVwZ1985, S.41
- (10) ドイツにおいては、従来から自然保護の対象としては「freie Natur」が考えられており、住宅地や耕地・工業地に包囲された自然地は除外されるものが多かった。第一条第一項は、こうした制限を克服する意義をもっている。
- (11) Gesetz zur Erhaltung des Waldes und zur Förderung der Forstwirtschaft (Bundeswaldgesetz-BWaldG) vom 2.5. 1975 BGBl. s.1037, geändert durch das Erste Gesetz zur Änderung des Bundeswaldgesetz vom 27.7. 1984

BGBI. I s.1034.

- (2) Gesetz zum Schutz der Kulturpflanzen (Pflanzenschutzgesetz-PflSchG) vom 15.9. 1986 BGBI. I s.1505.
- (3) Tierschutzgesetz vom 24.6. 1972 BGBI. I s.1277 (Neufassung vom 18.8. 1986 BGBI. I s.1319)
- (4) Bundesjagdgesetz vom 29.9. 1976 BGBI. I s.2849 (Neufassung vom 26.11. 1986 BGBI. I s.2089)
- (5) Flurbereinigungsgesetz vom 16.3. 1976 BGBI. I s.546, geändert durch Gesetz vom 8.12. 1986 BGBI. I s. 2191.
- (6) Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie des Rates vom 27.6. 1985 über die Umweltverträglichkeitsprüfung bei bestimmten öffentlichen und privaten Projekten (85/337/EWG) vom 12.2. 1990.
- (7) Kolodziejcok/Recken, Naturschutz, Landschaftspflege und einschlägige Regelungen des Jagd- und Forstrechts, Tz.4525, Rdnr.1-8
- (8) BT-Drucksache IV/2873
- (9) BR-Drucksache 123/69; BT-Drucksache V/4233
- (10) BT-Drucksache VI/2710
- (11) BT-Drucksache VII/889
- (12) vgl. BT-Drucksache VII/889 s.24
- (13) vgl. Bericht des EnA des BT zum BWaldG vom 5.11. 1974, BT-Drucksache VII/2727 s.3
- (14) vgl. § 13 und §§ 41-44 des Gesetzesbeschlusses des BT vom 14.11. 1974. BR-Drucksache 776/74
- (15) vgl. BT-Drucksache VII/3016 s.2
- (16) vgl. BR-Drucksache 37/75
- (17) vgl. BR-Drucksache 37/75-Beschluß-
- (18) BGVl. IS 1037
- (19) vgl. BT-Drucksache 10/629,10/1598
- (20) Michael Kloefer, Umweltrecht, 1989 s.5 84 vgl. Klose/Ort, Forstrecht, 1982 § 1 BWaldG Rn.44

- (16) Michael Kloepfer, Umweltrecht, 1989 s.585
- (32) Michael Kloepfer, Umweltrecht, 1989 s.586
- (33) 例えは、バーデン・ヴュルテンベルク州森林法第三一条第二項二号。
- (34) 例えは、バーデン・ヴュルテンベルク州森林法第三三条四項、バイエルン州森林法第一二条二項。
- (35) Kolodziejczok/Recken, a.a.o., Tz.4525, Rdnr.17
- (36) vgl. Bundesminister Ertl, Bericht über die Sitzung des BR vom 19.12. 1974 s.485, Kolodziejczok/Recken, a.a.o., Tz.4525, Rdnr.17

＝資料＝

【森林の維持及び林業の促進のための法律(連邦森林法)仮訳】

Gesetz zur Erhaltung des Waldes und zur Förderung der Forstwirtschaft (Bundeswaldgesetz-BWaldG) vom 2.5. 1975 BGBl. I s.1037, geändert durch das Erste Gesetz zur Änderung des Bundeswaldgesetz vom 27.7.1984 BGBl. I s. 1034.

第一章 総則

第一条 法律の目的

この法律は特に、

- 1 森林をその経済的利用(利用機能)に関し、及び環境に

関し、特に自然システムの持続的生産力のため、気候、水システム、大気の浄化、土壌の豊沃度、景観像、農業構造・インフラストラクチャー、及び住民のレクリエーションにとって森林がもつ意義のために(保護機能・保養機能)維持し、必要とあれば増大し、適正な管理を持続的に確保し、

- 2 林業を振興し、

- 3 公共の利益と森林所有者の利害の調整を図ることを目的とする。

第二条 森林

(1) この法律にいう森林とは林木によって被われた地表面 Grundfläche をいう。皆伐地または間伐地、森林区分線と保安線 (Waldeinteilungs- und Sicherungstreifen) 、林間の空き地 (Waldblöcke) 、森林内の空き地 (Lichtungen) 、森林内の草地、鳥獣の餌場 (Wildsungsplätze) 、貯木場および

森林と結びつき、森林に役立っているその他の地表面も森林とみなす。

(2) 平地や耕作地の中にある小地片で、孤立した樹木群や樹木の並木あるいは生け垣などが植えられた区画されているところおよび、苗木仕立て場として使われている土地は、この法律にいう森林とはみなされない。

(3) 各州は、上記以外の土地につきこれを森林とすることができ、またクリスマスツリーや装飾用叢林栽培、住居地に属している森林などを森林の概念から除外することができ

第三条 森林所有形態

(1) この法律にいう国有林(Staatswald)とは、連邦または州の単独所有に属する森林をいい、州法の規定に基づいて国有林とみなされる限りは、州の共有に属する森林をも含むものとする。

(2) この法律において団体有林(Körperschaftswald)とは、市町村、市町村連合、事務組合(Zweckverbände)並びに公法上のその他の団体や機関および施設(Anstalten und Stiftungen)の単独所有に属している森林をいう。但し、宗教団体やその施設の森林は、それが州法の規定に基づき団体有林とみなされない限り、土地組合(Realverbänden)、灌木林

ドイツ連邦共和国における自然保護法制 (一) (北山)

共同体(Hauberg-genossenschaften)、マルク共同体(Mark-genossenschaften)、屋敷地(Gehörschaften)や類似の共同体の森林(共同体有林)と同様に、除外される。

(3) この法律にいう私有林とは、国有林でも団体有林でもない森林をいう。

第四条 森林所有者

この法律にいう森林所有者とは、森林の所有権者および、森林を直接に占有している用益権者をいう。

第二章 森林の維持

第五条 州立法のための規定

この章の規定は、州立法のための大綱規定である。各州はこの法律の施行後二年以内に、適切な補償規定を含む、本章の条項に適合する規定を公布し、または現在の規定を適合させなければならない。

第一節 森林大綱計画および公的企図担当者 Träger öffentlicher Vorhaben の計画策定と措置に際しての

森林機能の確保

第六条 森林大綱計画の課題と原則

(1) この法律にいう森林大綱計画とは、森林構造の秩序と改善に役立ち、生活・経済諸関係の発展にとって必要な、第

一条第一号に掲げる森林の諸機能を確保することを目的とする。

(2) 国土整備計画 (Raumordnung) や州計画 (Landesplanung) の目標は、森林大綱計画策定に際して配慮しなければならない。

(3) 森林大綱計画にとつては、特に次の原則が妥当する。

1 森林は、その土地および空間上の区分に応じ、自然システムの生産力にできるだけ好ましい影響を与え、自然または文明がもたらす危険からの保護に役立ち、できる限り十分に住民が保養できるように維持され、形成されなければならない。

同時に、連邦領域と境を接している地域における自然条件や、経済的・社会的要請はできる限り考慮されなければならない。

2 森林の構成は、森林の諸機能の実際の諸要請に応じて、持続的に保証されている状態になければならない。

3 適切な場所では、別の必要が優先しない限り、持続的で、可能な限り高い質と量の木材生産が、土地の肥沃度を維持し、または改善しつつ行なわれなければならない。

4 森林の保護機能やレクリエーション機能が特に重要な意味を持つ地域にあつては、保護目的やレクリエーション目的

の森林は経済的利害を考慮して、相応する空間的広がりおよび編成の中に明示されなければならない。そこにおいては、特に、レクリエーションに適した余暇形成にふさわしい施設・設備、ならびにその他の措置が予め備えられるべきである。

5 農業的限界収益他 (Grenzertragsböden)、休閒地 (Brachfläche) または荒地 (Ödland) は、経済上または農業構造上有用であり、かつ自然システムの生産力が改善されることを条件に植林されるべきものとする。高い森林割合を持つた地域においては、十分な土地面積が植林から除外されるべきである。

6 小規模の土地や様々な占有による土地の混合状態が合理的土地利用を妨げている場合には、林業連合会を組織し、必要ならば土地の合併が追求されるべきである。

第七条 森林大綱計画

(1) 生活・経済関係の発展にとって必要な森林的諸前提を確保するために、州法に基づく主務官庁は個々の森林地域、州地域、あるいはその一部について森林大綱計画を作成すべきものとする。森林大綱計画が自らの利害と関わる公的利益の担い手 Träger öffentlicher Belange は、その他の規定に基づいて別の関与形式が規定されていない限り、適時に報告

を受け、事情聴取されるべきものとする。これは、関係する森林所有者その他の土地所有者およびその連合会にも適用される。

(2) 森林大綱計画は、森林構造や、第一条第一項の森林機能に関わる実態および必要を考慮しなければならない。

(3) 森林大綱計画の空間的意義のある諸要請と措置は、各州の州計画法上の諸規定に基づく空間的意義のあるその他の計画および措置との衡量のもとに、国土整備計画法第五条第一項一文、二文および第三項の諸プログラムまたは諸計画に取り入れられる。

第八条 公的企図の担当者による計画策定と措置に際しての森林諸機能の確保

公的企図の担当者は、林地の利用を予め予測できるか、またはその影響が森林に及び得る計画や措置に際して、

1 第一条第一項に基づく森林の機能を適切に考慮しなければならない、

2 この法律や他の規則に基づいて、別の関与形式が定められていない限り、林業の主務官庁に、当該計画や措置の準備の段階で予め報告し、意見を聞かなければならない。

第二節 森林の維持と管理、最初の植林

ドイツ連邦共和国における自然保護法制 (一) (北山)

第九条 森林の維持

(1) 森林は、州法に基づく主務官庁の許可があつた場合のみ開墾でき、他の利用方法に変更される(変更)。変更申請に関わる決定に際しては、森林所有者の権利、義務および経済的利益と公共の利益は相互に比較考量されねばならない。森林の維持が専ら公共の利益となる場合、特に森林が、自然システムの生産力、林業生産、住民のレクリエーションにとって実質的に重要である場合は、許可されるべきではない。

(2) 森林の変更の許可は、期間を限ってする事もできる。その際、土地は相当の期間内に適正に再植林されるよう、命令により確保されねばならない。

(3) 各州は次のことを定めることができる。

森林の変更は、

1 当該林地にとって、他の公法上の規定に基づき別の利用方法が法的拘束力あるものとしてすでに確定されているときには、第一項に基づく許可を必要としない。

2 上記以上の制限を設け、または、特に保安林、休養林において禁止すること。

第一〇条 最初の植林

(1) 土地への最初の植林(Erstaufforstung)は、州法に基づく主務官庁の許可を必要とする。国土整備計画や州計画の

要請が最初の植林と対立したり、命令によつてはこの要請に応じられない場合にのみ、許可は拒否される。第九条第一項第二段はこれを準用する。

(2) 各州は、次のことを定めることができる。
最初の植林は、

1 ある土地について他の公法上の規定に基づき、植林が法的拘束力あるものとして決定されている場合、または国土整備計画や州計画の要請に抵触しない場合には、許可を必要としないこと。

2 上記以外の制限を設け、または禁止すること。

第一条 森林の管理

森林は目的設定の枠内において、適正にかつ持続的に管理されるべきである。州法は、すべての森林所有者の義務として少なくとも、皆伐された林地、あるいは間伐された林分を相当な期間内に、

1 再植林すること、あるいは

2 自然更新 (Natürliche Wiederbestockung) が不十分な状態にとどまるならば、補植すべきことを定めなければならない。

但し、他の利用方法への変更が許可されている場合か、その他の許可ある場合はこの限りではない。

第二条 保安林

(1) 森林は公共に対する危険、著しい損失もしくは著しい負荷を回避または防止するために、一定の森林措置を実施しまたは抑止することが必要な場合、保安林に指定することができる。

保安林の指定は特に一九七四年三月一五日の連邦イミシオン防止法 (連邦法律公報 I、七二二頁) にいう有害な環境影響、水や風による侵食、干ばつ、降雨による有害な流出、および雪崩に対する保護のために考慮される。「連邦長距離道路法」第一〇条および「水資源管理法」第十九条第一項第三段には抵触しない。

(2) 保安林の性格が州法の規定に基づき直接与えられているときは、第一項に基づく保安林の指定は必要としない。

(3) 保安林における皆伐あるいはこれに相当する間伐 (Lichthauung) は、州法による主務官庁の許可を必要とする。これに関して森林の機能の維持のために必要であれば、命令にしたがうことを条件として許可することができる。

(4) 詳細については州が定める。各州は上記以外の規定によつて、森林所有者に対して、保安林における一定の措置を抑制し、または実施させることができる。

第三条 休養林

(1) 公共の福祉が、レクリエーションの目的のために林地を保護、育成、形成することを必要とする場合に、森林は休養林に指定されることができる。

(2) 詳細について州が定める。各州は特に次の項目について規定を設けることができる。

1 種類および範囲の観点からの森林の管理

2 森林訪問者保護のための、狩猟実施の制限

3 小径、ベンチ、避難小屋その他類似の施設、もしくは設備の建設、設置および維持、妨げとなる施設もしくは設備の除去を受忍する森林所有者の義務。

第一四条 森林の立ち入り

(1) レクリエーションの目的で森林内に立ち入ることは許される。森林内の自転車、病人用車椅子での通行、乗馬での通行は通路や小径においてのみ許される。それらの利用は各自の責任においてのみ行なうものとする。

(2) 各州は詳細を定める。各州は森林の立ち入りを重要な理由、特に森林保護、森林・鳥獣管理、森林訪問者の保護のため、および著しい損害の回避のため、あるいは森林所有者のその他の保護に値する利益を守るため、制限し、他の利用方法によって全部または部分的に、立ち入りに代替させることができる。

ドイツ連邦共和国における自然保護法制 (一) (北山)

第三章 林業団体

第一節 総則

第一五条 林業団体の種類

この法律にいう林業団体とは、公認の森林経営組合 *Forstbetriebsgemeinschaften* (第二節)、森林経営団体 *Forstbetriebsverbände* (第三節) と公認された林業協会 *Forstwirtschaftliche Vereinigungen* (第四節) である。

第二節 森林経営組合

第一六条 概念

森林経営組合は土地占有者の私法上の団体であり、接続した林地や植林することになっている土地 (地所) の管理を改善し、特に、小面積、不便な地形、所有の分散、混合状態、不十分な森林開発やその他の構造的欠陥のもたらす不利を克服することを目的とする。

第一七条 森林経営組合の任務

森林経営組合は少なくとも次の措置の一つを任務としなければならない。

1 経営計画 *Betriebspläne* または経営監査 *Betriebsgutachten* の調整及び経済計画 *Wirtschaftspläne* と個々の森林の企図との調整

2 林業生産にとつて重要な諸企図と木材その他の林産物の販売との調整

3 林地の耕作、土地改良及び森林の保護を含む立木保育作業の実施

4 道路の建設と維持

5 木材の伐採、処理、搬出の実施

6 第二号乃至第五号にまとめられた措置に必要な機械・器具の調達及び使用

第一八条 承認

(1) 森林経営組合は次の条件を満たしている場合は、申請に基づき州法に基づく主務官庁によつて承認される。

1 組合は私法上の法人でなければならない。

2 組合は関係するすべての土地の規模、状態、関係にしたがつて管理の本質的改善が可能でなければならない。

3 定款には次の規定を含まなければならない。

a) 任務

b) 任務に関わる財政

c) 任務の履行を監視する森林経営組合の権利と義務

d) 組合員の主要な義務に対する有責な違反に際しての制裁措置と違約金

e) 森林経営組合が任務として木材の販売を行なっている

場合、売却することに決定した木材の全部または一部を、組合を通じて販売するよう申し出る組合員の義務

4 協同組合または経済的な業務経営をとまう社団法人の法形式が定められたときには、定款にはさらに次のことが定められなければならない。

a) 組合員資格の得喪の条件、その際、組合員資格は早ければ営業年度満三年目の終わりに当たつて通知されることができること。その通知期間は少なくとも一年はみなければならないこと。

b) 機関、その任務及び議決の方法。その際、実施される森林措置の種類と範囲、並びに共同販売規則に関する議決は、それについての議決方法が定款に基づいて理事に帰属する場合を除き、総会または組合員集会で議決され、かつ投票数の三分の二の多数が必要であることを定めなければならない。

5 資本金の法形式が選択されたときは、社員はその任務を少なくとも三年の全営業年度にわたつて共同で追求することが保証されなければならない。

6 森林経営組合は少なくとも七人の組合員を持たなければならない。

7 森林経営組合は、木材市場において実質的な競争に堪えるものであること。

(2) 第一項第3号eに基づく義務は組合員が参加する以前に販売契約を締結した木材量に対しては適用しない。組合員はこの契約の範囲と期間について、参加する以前に森林経営組合に報告しなければならない。

(3) 組合有の森林が、ある森林経営組合に帰属する場合で、その組合の組合員が七人以下である場合には、当該組合は承認されることができる。

第十九条 連合体に關する法的権限の付与

林業団体が、経済的な業務経営を行なう能力のある連合体の法形式を選んだときは、林業団体に對し承認のための主務官庁によつて承認と民法典第二二条に基づく権利能力が与えられる。

第二〇条 承認の撤回

承認の条件がもはや存在しないとき、または森林経営組合がその任務を比較的長期間にわたつて遂行していない場合、あるいは不十分にしか行なっていない場合は、州法に基づく主務官庁は承認を撤回することができる。

第三節 森林経営団体

第二一条 概念と任務

(1) 森林経営団体は第一六条に規定された目的を追求する公法上の社団形式をとる土地所有者の団体である。

ドイツ連邦共和国における自然保護法制(一)(北山)

(2) その任務には第一七条が準用される。その任務は統一的な経営計画の共同実施にまで及ぶことはできない。

第二二条 森林経営団体の設立条件

(1) 森林経営団体は林業の特にに不利な構造を有する地域においてのみ設立することができる。

(2) その他の条件は、以下の通りである。

1 団体が問題となる土地の規模、状態、關係にしたがつて管理の實質的な改善を可能にすること。

2 団体が木材市場において、實質的に競争に堪え得ること。

3 少なくとも土地所有者の三分の二で、同時に土地面積の三分の二を代表する人が設立に同意していること。

4 州法に基づく主務官庁のすべての關係土地所有者に對する、森林経営組合を設立する(第二節)という要請が成果をあげていないこと。

(3) 第二項第四号に基づく要請に際しては、主務官庁は一定の期間を設けなければならない。その期間は通常は一年とし、二年を越えてはならない。

(4) 特別に公共目的に役立っているか、役立つものと定められている土地については、利用権者の同意があつた場合にのみ森林経営団体に含めることができる。

第二三条 森林経営団体の設立

(1) 森林経営団体の設立のため、州法に基づく主務官庁は、準備総会を開催し、定款草案及び関係する財産とその所有者の暫定目録を提出し、設立総会を召集する。

(2) 定款は、州法に基づく主務官庁の許可を必要とする。

(3) 森林経営団体は、定款の公告によって成立する。

(4) 法規命令により州政府には、設立手続き、許可及び定款の公示について細則を定める権限が与えられる。州政府はこの権限を州の上級官庁に委任することができる。

第二四条 会員資格

(1) 関係する土地の所有者をもって、森林経営団体の会員とする。所有者以外の者が利用権者であるときは、その者はその利用権の存続期間、所有者の同意を得て会員たる権利と義務を引き受ける。その権利と義務の引受及び所有者の同意は、森林経営団体に対しては書面によって表明しなければならない。

(2) 定款は、新たな会員の参加を許すことができる。

第二五条 定款

(1) 定款は、第二二条第二項第3号に示された多数をもって、会員によって決定される。

(2) 森林経営団体の定款は次の規定を含まなければならぬ。

1 名称及び所在地
2 任務

3 会員の権利及び義務

4 会員の投票権

5 構成、運営及び代表

6 割当金の基準及び会員費の算定の基礎

7 予算制度、管理運営と現金出納及び会計

8 森林経営団体解散の際の財産処分

(3) 第一八条第一項第三号eと第二項の規定はこれを準用する。

第二六条 森林経営団体の機関

森林経営団体の機関は、団体総会と理事会及び定款に予め定めるときは、団体委員会とする。

第二七条 団体集会の任務

団体総会は理事とその議長を選出する。総会は次のことを決定する。

1 割当金と会員費の額

2 予算案、収益の年度会計とその支出

3 理事の解任

4 定款の変更

5 森林経営団体による土地の取得、譲渡及び負担

6 森林経営団体の解散

7 定款の中で割り当てられた事務

第二八条 団体総会における議長、招集と投票関係

- (1) 理事会の議長は、団体総会において議長につく。
- (2) 理事会の議長は、毎年少なくとも一回は団体総会を招集しなければならぬ。会員の少なくとも一〇分の二または監督官庁から、議事日程の申し立てに基づいて書面により請求されたときは、招集しなければならない。
- (3) 会員の投票権は、定款において、土地の規模に基づいて定められる。各会員は、少なくとも一投票権を持つ。どの会員も、総投票権者数の五分の二以上を持つてはならない。この法律あるいは定款に別段の定めのない限り、団体集会は投票の多数によって決する。

第二九条 理事会

- (1) 森林経営団体の理事会は、議長及び少なくとも他の二人以上の会員で構成される。
- (2) 理事会は、団体の事務を行なう。理事会は、裁判上、裁判外において団体を代表する。

第三〇条 団体委員会

定款には、団体委員会の設置を定めることができる。定款には、第二七条の適用を妨げることなく、委員会に対し、比較

的重要でない事務についての議決権を割り当てることができる。さらに団体委員会は、理事会の特定の管理任務に協力するものと定めることができる。

第三一条 定款の変更

- (1) 定款の変更については、団体集会は全会員の投票数の少なくとも三分の二の多数によって決定する。
- (2) 定款変更は、州法に基づく主務官庁の許可を必要とする。変更は公示によって効力を生ずる。

第三二条 土地の分離

- (1) 林業的利用や用途が、法規定あるいは官庁命令及び許可に基づき、最終的に変更された土地は、転換の完了をもって団体森林から分離される。
- (2) 上記の場合を除いては、団体森林からの土地の分離は、州法に基づく主務官庁の許可を必要とする。この許可は、重要な根拠がある場合に限り与えられる。その分離が森林経営団体の任務の遂行を危うくする場合は許可されない。第二二条第四項に規定された土地については、利用権者が分離を求めている場合は、許可される。

第三三条 割当金、会員費

- (1) 森林経営団体は、その他の収入が団体の財政需要を満たすのに十分でない場合には、会員から割当金を徴収する。

割当金は、森林経営団体に所屬している土地の大きさにしたがって適正に割り当てられるべきものとする。他の基準はそれが適切である場合に基礎とすることができる。

(2) 森林経営団体は、決められた目的、あるいは業務のために会員から会員費を徴収することができる。

第三四条 監督

(1) 森林経営団体は、州法に基づく主務官庁の監督を受ける。団体は、次のことに關しては監督官庁の許可を必要とする。

1 土地及び土地と同価値の權利の譲渡、並びに負担（物權の設定——訳者注）

2 資金の借入及び保証の引受

(2) その他、森林経営団体の監督は、州法により定める。州政府は法規命令により、監督官庁の權限の詳細を定めることができる。州政府は、この權限を州上級官庁に委任することができる。

第三五条 団体の目錄

森林経営団体は、関係土地、所有者及びその投票權者の目錄を管理する。州政府は法規命令によって団体目錄の設置と扱いについての詳細を定める權限を有する。州政府は、この權限を州上級官庁に委任することができる。

第三六条 森林経営団体の解散

(1) 団体総会は、全会員の投票數の少なくとも四分の三以上により、森林経営団体の解散を決定することができる。

(2) その決定は、州法による主務官庁の許可を必要とする。

第四節 林業協会

第三七条 概念と任務

(1) 林業協会は、承認された森林経営組合、森林経営団体及び州法に基づいて設けられた森林協同組合または共有林を含む類似的の団体からなる私法上の団体であつて、市場の需要に対し林産物の販売を適合させることを専らの目的とする。

(2) 林業協会の任務は、次の措置に限られる。

1 会員への報告と助言および森林大綱計画への参加

2 販売の調整

3 市場に合わせた生産物の選別と貯蔵

4 機械・器具の調達と投入

第三八条 承認

(1) 林業協会は、次の条件が満たされる場合に、州法に基づく主務官庁によって、申請に基づき承認される。

1 協会は、私法上の法人でなければならない。

2 協会は、林業生産と林産物の販売の調整に継続的に作用することに役立たなくてはならない。

3 その定款及びその組合契約には、次の規定が含まれていなければならない。

a) 任務

b) 任務に関わる財政

4 協会は木材市場において、実質的な競争に耐え得なければならない。

(2) 州法に基づく主務官庁は、森林経営組合の構成員にもまた森林経営団体の構成員にもなれない個々の土地所有者の参加を、林業協会に対し許可することができる。

(3) 第一条及び第二〇条は、これを準用する。

第五節 補充規定

第三九条 林業におけるその他の団体

(1) 一九四三年五月七日の「林業における経済団体の設立に関する命令」(BGBl. I, 二九八頁)に基づき設立された林業団体は、その目的が職員の雇入れを完全にあるいは決定的に限定していない場合に、森林経営団体と同視される。

(2) 第一項にあげられた森林経営団体が、一九七四年三月二日の「刑法施行令」(BGBl. I 五四三頁)の規定に、期間の点で自らの定款を適合させていない限り、州法に基づく主務官庁は、第二五条に適合する定款を発することが

できる。

(3) 州法に基づいて今までに承認された私法上の林業団体は、第一八条に基づく明確な承認があるまで、この法律の施行後最長四年間は、承認された森林経営組合と同視される。州法に基づく主務官庁が、今までに少なくとも第一七条及び第一八条第一項二号、六号、七号の条件を満たしており、かつ助成するに値すると認めるならば、形式上承認されていない私法上の団体、及び森林官庁との間に共同管理に関する契約を結んでいる土地所有者についてもまた同様とする。

(4) その他、林業における団体に関する州法上の規定は従来通りとする。

第四〇条 競争制限禁止法の規定の免除

(1) 林業生産及び林産物の販売に関する限り、競争制限禁止法第一条は、承認された森林経営組合または森林経営団体の諸決定には適用されない。木材市場において、これらの団体が実質的な競争に耐え得る限りでは、州法に基づいて設立された公法上の森林協同組合、及び林業における類似の団体についてもまた同様とする。

(2) この法律にいう承認された林業協会は、価格形成の際に、構成員に対し助言し、またこの目的のために推薦価

格を發表してもよい。

(3) その他、競争制限禁止法の規定は従来通りとする。
第一及び第二項の場合には、競争制限禁止法第一〇四条が適用される。

第四章 林業の助成、報告義務

第四一条 助成

(1) 林業は、第一条に基づく森林の利用機能、保護機能、保養機能のために公的に助成されるべきものとする。

(2) 助成は、特に、森林の維持と持続的管理のためになされる投資の経済性に対する一般的な諸条件を確保するためになされるべきものとする。この目的のために、林業には、その自然条件上の特殊性を顧慮しつつ、とりわけ経済政策、交通政策、農業政策、社会政策、租税政策などの手段によって、経済的に適正な諸条件のもとで森林を利用し、かつ維持する地位が与えられるものとする。

(3) 連邦政府は連邦議會に對し、一九五五年九月五日の「農業法」(BGBl. I s.565) 第四条に基づく報告書において、国家林政の経済的成果と林業経営統計に基づき、現状と發展、並びに林業の助成のために必要とされる諸措置に關し報告するものとする。

この報告は、保護機能及び保養機能から生ずる負担についても言及するものとする。

(4) 連邦は、一九七一年二月二三日の「共同任務法の改正に關する法律」(BGBl. I s.2140) によって改正された一九六九年九月三日の「農業構造及び沿岸保護の改善に關する共同任務法」(BGBl. I s.1573) に基づく林業の財政的援助に關与する。

(5) 第四項に掲げられた法律を根拠とする国の援助は、次のものが受けることができる。

1 この法律にいう林業団体と第三九条に基づいてこれと同視されるその他の林業団体、及び州法に基づいて設立された公法上の森林協同組合と共有林を含む類似の団体。但し、その任務が林業生産の改善と林産物の販売の促進に及び、かつ木材市場における主たる競争に耐える場合に限る。

2 農林業經營者及び土地占有者。但し、その森林にかか
る企圖に對する援助は、林業団体に對する援助を越えてはならない。

第四一条 a 連邦森林調査

(1) この法律の諸目的を達するため、ランダムサンプルに基づく連邦全域を対象とする、広域森林調査(連邦森林

調査)が実施されるべきものとする。この調査は、広域的な森林状況と林業生産の可能性に関する全体的概観を提供すべきものとする。上記のために必要な森林状態の測量と説明(基礎データ)は、統一的な手続きに基づき行なわれるべきものとする。必要があれば、調査は、再度行なうべきものとする。

(2) 各州は、第一項にあげられた基礎データを集める。連邦食糧農林大臣は、これを取りまとめ、解析する。

(3) 連邦森林調査の準備と実施を委任された者は、任務遂行のために土地に立ち入り、その土地で必要な調査作業を行なう権限を有する。

(4) 連邦食糧農林大臣は、連邦参議院の同意を得て、法規命令により連邦森林調査の時期を決定し、第一項に基づき適用されるべきランダムサンプル手続き、及び調査すべき基礎データに関する細則を発する権限を有する。

第四二条 報告義務

(1) 自然人及び法人並びに権利能力のない社團は、主務官庁の求めに応じて、この法律により、もしくはこの法律に基づいて課された任務を官庁が実施するために必要とする情報を与えなければならない。

(2) 報告の義務ある者は、その報告が、報告義務者自身

または民事訴訟法第三八三条第一項乃至第三項に規定された家族の一人に刑事訴追あるいは「秩序違反に関する法律」に基づく手続きの危険が及ぶときは、かかる問題についての報告を拒否することができる。

第四三条 報告義務の違反

(1) 故意または過失により報告をしないか、報告が正確、不完全又は時期に遅れた者は、秩序違反として扱われる。

(2) 秩序違反に対しては、一二万ドイツ・マルクまでの罰金を科することができる。

第五章 終末規定

第四四条 一般的行政規則

連邦食糧農林大臣は、連邦参議院の同意を得て、第一五条乃至第四〇条、及び第四一条aの実施に必要な一般的行政規則を発する。

第四五条 特別な場合の法律の適用

(1) その目的が、

1 市民層の保護を含む防衛に

2 連邦国境保護に、あるいは

3 民間航空交通にある土地においては、この法律の第六

条、第七条及び第九条乃至第一三条の規定に基づき公布された州規定が適用される。但しそれによって合法的な土地使用が妨げられてはならない。

(2) 第一項第一号及び第二号に掲げられた目的に役立つ企図に際して森林が他の利用方法に転換されるか(第九条)、土地が初めて植林されるか(第一〇条)、第一項第一号及び第二号に掲げた目的のために保安林(第十二条)又は休養林(第十三条)が利用される場合には、上級森林官庁の意見を聞かなければならない。当該官庁の意見に従わない必要がある場合は、所轄の連邦大臣は、関係閣僚との協調のもとに、かつ州法に基づく州の上級主務官庁と協議してこれを決定する。土地調達法第一条、要塞地帯保護法第一条又は航空交通法第三〇条第三項に基づく意見聴取手続きが行なわれる場合には、林業の要求はこの手続きの中で最終的に論議されるべきものとする。

(3) 連邦の官庁及び連邦の直属の社團法人、公法上の施設及び財産法人は、林地の利用が予測され、あるいは林地に影響が及び得る計画及び措置に際し、第八条の規定を遵守しなければならぬ。

(4) 第一項及び第二項はベルリン州においては適用されない。

第四六条 規定の改正

一九七五年三月一〇日の「州における行政改革の容易化のための法律」(管轄権緩和法) (BGBl I s.685) によつて最終改正された一九六〇年六月三日の「連邦建設法」(BGBl I s.341) は次のように改正される。

1 第一条第五項第一文にいう「農業」の語を、「農業及び林業」に改める。

2 第一条第五項第二文にいう「農業上の」の語を、「農業上の」に改める。

第四七条 ベルリン条項

この法律は、一九五二年一月四日の「第三次移行法」(BGBl I s.1)の第一三条第一項に従ひ、ベルリン州においても適用される。この法律に基づき発せられる法規命令は、第三次移行法第一条によりベルリン州にも適用される。

第四八条 施行、規定の廃止

(1) この法律は、公布の翌日に効力を発する。

(2) 同時に次の規定は効力を失つ。

1 一九七四年三月二日の「刑法施行法」(BGBl I s.469) によつて最終的に改正された一九六九年九月一日の「林業団体に関する法律」(BGBl I s.534)

2 一九七四年三月二日の「林業及び狩猟の振興に関する

規則」(BGBl I s.50)

3 一九六八年五月二四日「秩序違反に関する法律施行法」(BGBl I s.503)によって改正された、一九三四年一月一八日の「森林荒廃防止法」(RGBl I s.37)

4 一九三七年六月八日の「国及び州の所有でない現行森林地における山火事防止に関する規則」(RGBl I s.721)

5 一九三七年六月三〇日の「建築用材の確保に関する規則」(RGBl I s.876)

以上

*本稿は、一九九〇・九一年度文部省科学研究費補助による「自然保護思想の展開過程並びに自然保護法制の比較研究」の一部である。